

第1号議案

石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
石巻地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例(昭和55年石広水条例第1号)
の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月4日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 亀 山 紘

令和2年2月6日議決